

平成 23 年 11 月 21 日
海事局検査測度課

バラスト水処理装置の承認手続きを全面的に見直しました —海外メーカーの承認取得を促進します—

バラスト水管理条約^{注1)}では、海洋生態系保全のため、国際航海をする船舶に積み込まれるバラスト水^{注2)}により有害水生生物が越境移動しないよう、バラスト水中の水生生物を一定基準以下にして排水することを求めています。

この条約は未発効ですが、今後の条約の発効に備え、各国は、自国の船に設置されるバラスト水処理装置の承認を進めています。

国土交通省でも、平成 20 年 1 月から国産のバラスト水処理装置の承認を始めています注3)が、運用開始 3 年目になることから、今回、海外製の処理装置の承認を円滑に進めるため、初めて承認手順を全面改正し、11 月 21 日から実施することとしました。

主な改正内容は、以下の通りです。

- ①海外メーカーが開発したバラスト水処理装置の承認を進めるため、外国政府の承認した試験データが活用できることを明確化
- ②承認されたバラスト水処理装置の船舶への設置確認手続きを追加
- ③国の代行機関として日本船の検査を行っている日本海事協会等が立会ったバラスト水処理装置の試験のデータ及び船上設置確認に関する鑑定書の取扱いを追加

国土交通省では、今後とも条約批准に向けた環境整備を図っていくこととしています注4)。

注1) バラスト水管理条約(「船舶のバラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約」)は、国連の専門機関である IMO(国際海事機関)が、2004 年に採択した条約です。締約国 30 カ国、船腹量 35%の発効要件に対し、現在の締約国は 30 カ国、船腹量は 26.44%と発効が近づきつつあります。

注2) バラスト水は、荷物を積んでいないときに船舶を安定させる目的で「錘（おもり）」として積載される海水です。この海水は、到着した港で荷物を積むときに排出されるため、排出海域の生態系への影響が問題視されています。



満載状態のタンカー



空荷状態のタンカー

注3) 条約では、バラスト水処理装置の滅菌能力として、プランクトンは外洋の1/100程度、大腸菌等の細菌は海水浴場並みを要求しています。これまでに、我が国は国内メーカー3社のバラスト水処理装置を承認していますが、今年7月現在、世界全体では、16の製品が締約国の承認を得ている他、更に19の製品が各国の審査を受けています。

注4) 国土交通省では、一般財団法人 日本海事協会、一般財団法人 日本舶用品検定協会、社団法人 日本船舶品質管理協会等関係団体の協力を得てバラスト水管理条約に関する調査研究、講演会等を行っています。

担当連絡先

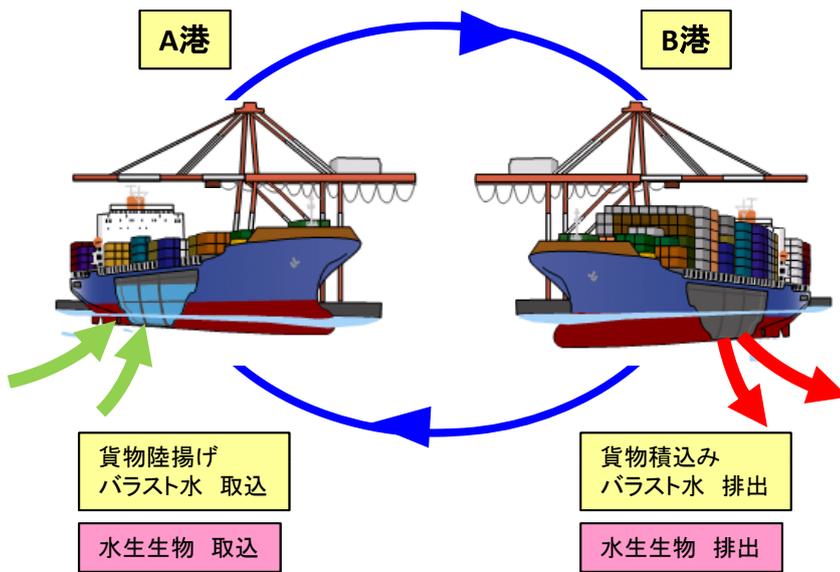
海事局検査測度課 西（内線 44-123）

倉田（内線 44-127）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8639

○ バラスト水による水生生物等の移動

船を安定させるための錘(おもり)として使用されるバラスト水には、水生生物が多数含まれています。



○ バラスト水の移動によって拡散した生物による被害



ウズベンモウソウ
養殖貝の毒化(豪州)



ウリクラゲ
漁獲量減少(地中海)

○ バラスト水処理装置承認等の流れ

